

ロシア連邦政府

決定

2025年9月30日付第1506号

モスクワ

2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号の改正について

ロシア連邦政府は以下を **決定する**：

1. 2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則の承認について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 20、掲載番号3316；No. 30、掲載番号5607；2023、No. 6、掲載番号964；No. 23、掲載番号4201；No. 41、掲載番号7345；2024、No. 6、掲載番号841；No. 50、掲載番号7739）に加えられる、ここに添付する変更を承認する。
2. 本決定はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン

2025年9月30日付
ロシア連邦政府
決定第1506号により

承認

2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号に加えられる

変更

1. 第3項を以下の版に変更する：

「3. 本決定は、2027年12月31日まで有効となるが、本決定により承認された規則の第3項第9段落、第19項の1および第V章は例外とし、これらは2026年6月30日まで有効となる。」。

2. 当該の決定によって承認された、特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価の実施に関する規則において：

a) 第2項第7段落を以下を内容とするテキストに差し替える：

製造日から3年以内の、緊急救援隊出動要請システム（装置）を装備していない、2022年3月29日付ロシア連邦政府決定第506号「商品の形をとる知的活動の成果および商品に銘された識別標識に対する独占的権利の保護に関する若干のロシア連邦民法典の規定を適用することができない商品（商品群）について」第1項にしたがってロシア連邦産業商業省によって承認される、「ロシア連邦領外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通向けに導入されたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1252条、第1254条、第1286条の1の第5項、第1301条、第1311条、第1406条の1、第1446条第1号、第1472条、第1515条および第1537条の規定を適用しない商品（商品群）の一覧」にその商品コードおよび（または）識別標識（輸送機器のブランド）が掲載されている、法人または個人事業主によってロシア連邦内に搬入されたもの。搬入される輸送機器が、それが生産された国においては、搬入される輸送機器に付されたものとは異なるブランドとなっている場合には、その搬入される輸送機器はこうした個別輸送機器には分類されない；

2013年12月26日付ロシア連邦政府決定第1291号「車輪式輸送機器（シャーシ）およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」にしたがってロシア連邦産業商業省が管理する車輪式輸送機器（シャーシ）および（もしくは）そのトレーラーの最大規模生産者登録簿に記載されている、カテゴリMおよびNの輸送機器製造者によって製造されたベースとなる輸送機器を利用して、世界製造者識別コード(WMI)が割り当てられている製造者によりロシア連邦内で製造されたもので、流通に投入される前にその構造に変更が加えられたもの；」；

b) 第3項の第8段落のあとに以下を内容とする段落を追加する：

「本規則第2項第8段落に定められている、ロシア連邦領内で生産された個別輸送機器について一本規則第30項「c」号に示す要求事項。これへの適合は個別輸送機器の評価に関する判定書によって確認される。」；

c) 以下を内容とする第19項の1を追加する：

「19の1. 個別輸送機器の流通への投入前における、それらに対する技術要求事項が履行されているか否かの検証は、鑑定組織が、遠隔連携手段を用いて、おのおのの個別輸送機器の識別後に、その構造を技術的に鑑定する形によってこれを実施する。

当該の検証は、一式を成す個別輸送機器に対してのみ行う。個別輸送機器が、輸送機器の型式の承認書の発行を受けている型式に属するものである場合には、当該の個別輸送機器の評価に関する判定書の作成は、輸送機器の上記の型式の承認書にもとづいて行う。¹⁾」；

d) 第20項の「最大規模」という文言を「ロシアの」という文言に差し替える；

e) 第28項の「a」項を以下の版に変更する：

a) 証明資料の検討、分析および判定書作成の費用に関する情報などが記載された、当該個別輸送機器適合性評価業務に履行に関する契約を3労働日以内に締結する。上記の費用の計算は、本規則附属書6にしたがう方式によって行う；」；

f) 以下を内容とする第V章を追加する：

「V. ロシア連邦領内で生産された個別輸送機器に対して適用される義務的要求事項

29. 鑑定組織は、申請書受領日から5労働日以内にこれを検討し、個別輸送機器適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下す。申請書が本規則第20項の定める要求事項に適合していない場合には、同様に当該の契約の締結を拒否する旨の決定を下す。

30. 個別輸送機器適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下した場合、鑑定組織は以下を行う：

a) 個別輸送機器サンプルの提出、ならびに証明資料の検討、分析および判定書作成の費用に関する情報などが記載された、個別輸送機器適合性評価業務の履行に関する契約を、3日以内に締結する。上記の費用の計算は、本規則附属書6に定める方式にしたがって行う；

b) 遠隔連携手段を用いて、個別輸送機器の識別を行う；

c) 技術規則の附属書4の第1～4章、附属書5、附属書6（特殊輸送機器および専用輸送機器の場合）、附属書7の第4章に定める個別輸送機器に対する技術要求事項が履行されているか否かの検証を行う（遠隔連携手段を用いて輸送機器構造の技術的鑑定を実施する方法による場合を含む）。輸送機器の構造に対して加えられた変更が内燃機関係とかかわりのないものである場合、このような個別輸送機器については、技術規則附属書4の第4章の要求事項が履行されているか否かの検証は行わず、アンチロック・ブレーキシステムの有無に対する評価も行わない；

d) 個別輸送機器構造の技術鑑定調書を作成する；

e) 本規則附属書4が定める書式を用いて個別輸送機器の評価に関する判定書の作成を行い、それに関する情報を個別輸送機器の評価に関する判定書登録簿に記載する；

f) 本規則が定める要求事項が履行されているか否かの検証に関連を有する文書を、10年以上の間、電子的形態で保存する。」。

¹⁾ 訳注：この第19項の1は、元の「規則」の第19項とまったく同じで、なぜ追加されたのか不可解です。